

# 行政の焦点



令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における一般的な労働衛生基準は、次のように改正してください。

職場における労働衛生基準が変わりました  
～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における一般的な労働衛生基準は、次のように改正してください。

【作業面の照度】  
○作業面の照度【事務所則第10条】※令和4年1月1日施行  
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。  
○便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】  
新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました。

○休憩室・休養所【事務所則第21条、安衛則第618条】  
事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することができます。

○救急用具の内容【安衛則第634条】  
本改正に係る、質疑応

答集やリーフレットについては、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

『事務所における労働衛生対策』



1日

事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げました。  
◎一般的な事務作業  
300ルクス以上

◎付随的な事務作業  
150ルクス以上

と留意事項が示されました。なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。

※男性用と女性用に区分しない四方を壁等で囲まれた一個の便所により構成される便所。

分しない四方を壁等で囲まれた一個の便所により構成される便所。

【作業環境測定】  
一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示しました。

【便所の設備】  
【事務所則第17条、安衛則第628条】  
新たに「独立個室型の便所」(※)が法令で位置づけられました。

【シャワー設備等】  
【安衛則第625条】  
設置する場合は、誰もが安全に利用できるようになりプライバシーにも配慮する。

に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、小人数の作業場における例外

【休憩の設備】  
【事務所則第19条、安衛則第613条】  
事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。

【救急用具の内容】  
【安衛則第634条】  
作業場に備えなければならぬ負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

職場における労働衛生基準が変わりました

入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。